



すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。」憲法八十条では、下級裁判所の裁判官について同種の定めがあります。これとの関係で一定の問題点を生ずる余地があるというように思います。たとえば官俸優遇あるいは清宮諸教授の解釈では、法律によるにせよ行政行為によるにせよ、減額できないのだというように主張されておりまして、私の承知しておりますところでは、昭和六年に、当時の裁判所構成法第七十三条で裁判官が減給されるという問題がございましたときにも、当時は憲法上の保障がなかったにもかかわらず、同意した裁判官のみ減額する、同意しない裁判官には旧来どおりを支給するということで解決したように承知しております。現行法でも、減額という場合には、法施行後に任命された裁判官にのみ適用すべきで、従前から任命されておる裁判官には適用すべきでないという有力な学説もあることは御承知のとおりであります。こういう問題点について最高裁はどのように解釈をしておられますか。

○勝見最高裁判所長官代理者 期末手当の減額が実現いたしますとすれば、裁判官につきましても期末手当が、特に判事一般に期末手当〇・一カ月分減額となるわけですが、御指摘になられました憲法問題につきましては、結論的に申し上げますと、憲法に言う保障には入らない、したがって、憲法上の問題は生じないというふうに考えております。

なお、戦前の昭和六年でございましたが、官吏一般に減俸の問題が生じまして、判事につきまして御指摘のような事例があったことは承知しておるところでございます。

○正森委員 憲法七十九条、八十条に言う減額に当たらないという意味は、結局「すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、」となっておりまして、報酬に当たらないという趣旨ですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 憲法で言う報酬に当たらないという趣旨でございます。

○正森委員 清宮教授の説によりまして、相当額の報酬あるいは報酬の相当額とは、裁判官としての職務に専心できるほどであり、その地位に相当する生活を営むに足る額を言うというように言うておられるわけですね。また、同僚委員の質問に對して勝見人事局長は、減額によって職務に影響が出るなら憲法上の問題になるというようにすでに答弁されていると思ひます。

そうすると、こう解釈してよろしいか。期末手当の〇・一カ月の削減の場合には、いわゆる憲法七十九条、八十条に言う報酬の減額は当たらないけれども、もしこれが一カ月ないし二カ月の削減というように、職務に影響が出る程度の減額あるいはその地位に相当する生活を営むに足る額に疑問を生ずるような減額の場合には、期末手当の場合でも報酬に含まれる場合があり得るというふうに解釈していいのですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 期末手当につきましては、前回、稲葉委員の御質問にお答えしたとおりの考えを持っていて次第でございますが、現行法に即して申し上げます限りにおきまして、現行法のたてまえが期末手当というものを手当一般——そのうちの期末手当が現実問題になっているわけでございますが、手当一般が報酬に当たらないという考え方を持っております。

現実には今度の改正案は、一般職につきまして〇・一でございますが、これが御指摘のように全面的に、仮に全額期末手当を支給しないという問題になったらいかがかというお尋ねかと存じますが、その手当に対する基本的な考え方を前回申し上げたとおりであるといえますと、大変極端な場合の例に對しまして非常にお答えしにくいわけでございますけれども、現行法の立て方からすれば憲法上の問題は生じないというふうに考えます。

ただ、質問にないところを申し上げまして大変恐縮でございますが、一般職は減額しないで、仮に裁判官だけ減額というような事態でございますれば、憲法の精神から言つて、先ほど御指摘の憲法七十九条、八十条の違反の問題はさておきま

て、憲法のたてまえから言つて問題が生じ得る余地があるというふうに考えます。

○正森委員 いまの勝見人事局長の答弁は、十三日の本委員会における答弁に比べて著しい後退ですね。十三日のときには、減額によって職務に影響が出るなら憲法上の問題になるというように明瞭に答えておられるのです。ところがきょうの答弁によると、裁判官給与法で何か、期末手当というのは報酬に含まれないという規定がある、それを根拠に現行法のもとでは憲法上の問題は起こらないなどと言ふのは、あなた、人事局長になつて大分長くなるからかもしれないけれども、裁判官としてお答えするべからざることじゃないですか。法律の規定がこうだから憲法上の問題が起こらないなんて言へば、法律で決めてしまえば永久に憲法上の問題が起こらないということになるのです。法律がいかにうに決めておろうとも、一定のこういう場合には憲法違反の問題が生ずるというのが憲法解釈の当然の態度じゃないですか。現行法のもとでは、期末手当がゼロになろうと勤勉手当がゼロになろうと、月々の決まった報酬とされておるもののみが変わらなければ、現行法がそうなるおのだから憲法上の問題は起こらないなどと言へば、これは憲法なんてなきに等しいじゃないですか。法律がどう決まようとも、それは憲法違反の場合があり得るという解釈権を持つておるからこそ、最高裁判所は一定の意味があるのだし、あなたはいまの答弁は、およそ最高裁の答弁として聞けないですね。もう少し權威を持つて答へなさい。

○勝見最高裁判所長官代理者 憲法上保障されております裁判官に対する相当な報酬につきましては、法律で御審議いただいているわけでございます。現行法のたてまえから先ほど申し上げましたような答弁を申し上げた次第でございますが、現行法律の解釈をもつて憲法の解釈をするという解釈態度がおかしいとおっしゃる点はそのとおりでございます。

ただ、私の申し上げますのは、現行法、憲法

規、憲法体系のもとで裁判官に關して申し上げますれば、裁判官の報酬等に関する法律でいふ報酬額を定められておまして、その報酬額が憲法で言う相当な報酬ということで法律で決められておるものと考えます。その相当な報酬額は、現行法律のもとにおける別表に掲げてあります報酬の額が相当であるといひますれば憲法の問題は生じないというふうに申し上げた次第でございます。憲法の解釈に法律論を持つてきたという趣旨ではないつもりでお答えしたつもりでございます。

○正森委員 ないつもりでお答えしたといひますけれども、聞いておる者からすれば、法律の規定をもつて憲法の解釈にかゝるといふように受け取られても仕方のない答弁だった。それは最高裁の答弁としては非常に遺憾であるというように私は指摘しておきたいと思ひます。

特に、いまの答弁の中で裁判官の給与に關する法律で報酬と手当とを分けておられますけれども、それじゃ私は聞きますが、判事八号俸、つまり、今回増額しないという方々について、給与法に言う報酬だけなら年額どのくらいになるのか、その他の手当を全部含めると年額どれくらいになるか、答えてください。

○勝見最高裁判所長官代理者 お手元に差し上げてございませう資料の五十二ページにございませうが、改正後の判事八号の調整手当等を含めまして、年額六百三十七万六千九百五十六円に相なります。

○正森委員 それからも一つ、報酬だけなら。○勝見最高裁判所長官代理者 報酬だけでございませうと三十五万四千円でございます。

○正森委員 年額では。○批杷田政府委員 判事八号で、改正後の状態で一年間報酬月額を計算いたしますと四百二十四万八千円となります。それにもろもろの手当を加えました金額が六百三十七万六千円余ということに相なります。

○正森委員 いまお聞きになつて明らか

に、期末手当等を加えますと六百三十余万になります。それが、法律で言う報酬だけで四百二十万ぐらいたという答弁であります。つまり全体の額の三分の一を占めるわけですね。ですから、この期末手当等の手当は、裁判官の生活確保について重要な意味を持つておると言わなければなりません。単に付加的な、一割程度のものではないのです。全体の年報酬の三分の一を期末手当が占めているわけです。

ところが、勝見人事局長の答弁によると、これがたとえゼロになっても憲法上の問題は起こらない、なぜならば法律にそういうように規定してあるからであり、法律の報酬という考え方が憲法七十九条、八十条に言う保障されている報酬に当たると思われるからだという考えなんです。私はこういう血も涙もない考え方を当の裁判官の最高裁当局がとっておくということは非常に問題であると思います。

勝見人事局長は十三日には、減額によって職務に影響が出るなら憲法上の問題になるという一応評価できる答弁をしましたが、こういう答弁の態度をとるなら、仮に月額の報酬そのものには変わりなくとも期末手当等に重大な減額の措置があつて、たとえばいま言うた判事八号俸で六百三十七万もらつておるのがゼロになつて、報酬だけの四百二十余万になるといふような事態が仮に起こり得るとすれば、最高裁としては、憲法上問題があるといふことで、予算上の措置について法務大臣と折衝すべき当然の義務がある。そうでなければ、それは憲法上の問題はないので、ほかの公務員も同じように減額されるなら裁判官も当然のこととして甘受すべきであるかのごとき態度は、憲法上の保障がなかった昭和六年の大審院等の態度にも、あるいは司法省の態度にも劣るものじゃありませんか。私は法務大臣に伺いたいと思ひますが、政府としてはどう思ひますか。

○瀬戸山国務大臣 憲法で裁判官の報酬というのを特別に決めています。そしてこれは減額はできない、こうなつておりますのは、前にも申し上げま

した、正森さんも十分御承知のとおり、裁判官の独立を保持するためであるといふことです。裁判官の独立というのは非常にむずかしいことだと思ひますが、この点だけを言ひますと、経済的な事情によつて裁判官の独立を侵してはならないといふ意味でこういうことになつておる。

そこで、いま議論になつておりますのを聞きますと、問題は、一体裁判官の地位を保つためあるいは体面を保つ、裁判の公正を期するための立場を維持するためにどのぐらゐの報酬がいゝゆる相当の額の報酬か、これが問題になると思ひます。これはどのぐらゐといふことは非常にむずかしいと思ひますが、いま決めておるのが相当である、わが国の、あらゆる問題を総合して判断すると、裁判官にはこの程度が裁判官の相当の報酬、こういうことを憲法の趣旨に従つて法律で定められてゐる、こういうようにわれわれは見えておるわけでございます。これはその点が前提になつて、したがつて裁判官の立場を汚す、こういう意味においては法律によつてもあるいは行政措置によつてもこれを減額することは許されない、こういうたてまえであると思ひます。いま問題になつておりますのはいゝゆる期末手当、その別の意味の手当をどうするかといふことになりませんが、それを含めて裁判官の地位あるいは体面を汚すといふことになる、これはやつてならないと思ひますが、現在の状況ではその程度にはなつておらない、こういう判断をしておるといふように御理解をいただきたいと思ひます。

○正森委員 私は、法務大臣の答弁の方がずっと裁判官に対する配慮があると思ひます。私も、期末手当が〇・一カ月の削減である、そして資料もいただきましたが年額として数万円程度の減額にとどまる裁判官が多いといふことですから、これは裁判官の独立を侵すようにはいまだ至つていないのではないかと。しかも他の行政職の官吏も同じような扱いを受けるというように思つて、特に裁判官の給与に関する法律関係でも報酬と手当は分けておりますから、直接憲法問題にはいまだ

至らないのではないかと思ひますが、これが、手当が非常に大幅に削減されるというふうなことで、裁判官が職務を十分に行ひ、司法の独立を何ら不安なく行使できるのに疑義があるような状態に至れば、法律の文言にかかわらず憲法上の問題点といふのは出てくるというように解すべきが当然で、法務大臣の答弁は、そういうことにならないように配慮しなければならぬといふのがあふれ出たと思ひます。ところが、勝見人事局長は最高裁の立場で答弁しておるにもかかわらず、余りにもそういう点についての配慮に欠ける答弁で、十三日にせつ々ある程度評価できる答弁をしたのに、それからさらに後退するものであります。

もう一度重ねて聞きますけれども、期末手当等についても著しい減額がなされて、裁判官の相当な生活を維持するといふような、そういう点に問題が生じるといふふうな場合には、これは軽々しく行ふべきではない、場合によつては憲法上の問題になるというように考えるべきではありませんか。

○勝見最高裁判所長官代理者 大変恐縮でございしますが、現行法のたてまえの前提で申し上げた次第でございします。

○正森委員 委員長、現行法現行法と言つてゐるけれども、私は憲法上の問題を言つてゐるのです。この勝見という男には憲法はないのですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 憲法を決して無視する、そういう趣旨ではございせん。先ほどのお尋ねが、現在の期末手当がゼロになつたらどうかというお尋ねがございしましたが、そのようなことのないうちに御配慮いただきたいといふふうな考えますが、確かにゼロといふことはちよつと想定いたしかねますけれども、そういう場合に憲法上の問題が生じないかといふことでございします。それ、その際は、先ほど大臣が申し上げましたとおり私どももいたしましてそのようないふことがないように御配慮いただきたいといふふうに考えます。結局は、期末手当が仮に報酬に食ひ込む程度

の相当大幅な、現在の給与体系の中で期末手当の占める率が非常に大きくて、それが大幅に減額されるような場合にはもちろん憲法上の問題は生じ得ると思ひます。

○正森委員 そういふ答弁なら結構です。私がこゝういふ問題を言ひますのは、全国で裁判官懇話会といふのが九月ごろあつたようですが、その中にも裁判官から重大な疑義あるいは意見が出されてゐるのです。私は、その詳しい内容は存じておりませんが、たとえばその中で、従来の計算による額の範囲内で改正後の計算による不足額がある場合には、経過規定を設けてカバーさせてはどうか、その後昇給になつたりあるいは改正が行われてもとの額に達したような場合には、これは経過措置をなくするといふような措置もとれないだらうかといふ問題提起がなされてゐるはずなんです。私は、裁判官については〇・一削減を全くやらないといふことの折衷的な考えで、聞くべきところもあるといふふうに思ひます。そういうような真摯な声が出てゐる。この裁判官も直ちに憲法違反になると言つてゐないといふので、上級の最高裁の事務当局が非常に冷淡であるといふようなことでは、本当に裁判官の独立、地位保全を行うことはできないんじゃないかといふように私は指摘しておきたいと思ひます。

そこで伺ひたいのですが、横川札幌高裁長官がこの間「判例タイムズ」に物をお書きになつたことはすでにも他の同僚委員も御質問になつたこととあります。その中でどう言つてゐるのですか。「右の立場からこのさい最高裁に要望しておきたいことは、時の政府から一步はなれた広い視野と遠い展望に立つて、事実の具体性に即して問題の解決をはかられたといふこと、こゝういふぐあいに書いておられるのです。それはまさにそのとおりだと思ひます。私はきよりの答弁を聞いております。この最高裁の事務当局の態度は「時の政府から一步はなれた広い視野と遠い展望」に立つところか、時の政府の法務大臣の見解よりも

まだ裁判官に対して悪い、実に情けない。横川札幌高裁長官の指摘は、当然過ぎるほど当然だといふように思わざるを得ないのです。私はこういう問題点を指摘して、現段階では憲法違反の問題は起こらないのではないかと、私自身も判断は断じますけれども、答弁の過程にあらわれた現法体系ではどうか、現行法のもとではどうか言つて憲法といふものがちつとも出てこない最高裁の事務当局の答弁態度に対しては、嚴重な反省を求めておきたいと思ひます。

それでは、次に質問をしたいと思ひますが、簡易裁判所というのがあります、簡易裁判所といふのは本来どういふ精神から設けられたものですか。

○大西最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

新しい憲法のもと、裁判所法ができてまして簡易裁判所というのが新たに設けられたわけでございしますが、その簡易裁判所を設けるときの当初の設置目的と申しますか、それは少額、軽微な事件を簡易に迅速に処理する裁判所ということで構想されたといふふうに承知しております。

○正森委員 ここに「司法制度改革の経過」と題する司法研修所の「司法研究報告書」があります。これを拝見いたしますと、簡易裁判所といふのは、裁判所の民主化という点で並み並みならぬ意欲を持ってつくられたもののようにあります。当初は全国の警察署に一つくらいは簡易裁判所をつくつて、違警罪即決例が行われておつたけれども、そういうことのないように、裁判所にこれを行わせるだけでなしに、民衆に非常に近づきやすいものにするといふような意見がございまして、結局のところは警察署一つか二つ一つを設けるということに落ちついたようでございすけれども、たとえば板橋院におけるいろいろの問題点の指摘に際しまして、従来の違警罪即決例はこれを廃止して、この種の事件はすべて簡易裁判所で扱うものとするといふような質疑応答が行われているようにあります。そういう意味からいいます

と、簡易裁判所といふのはいわゆる駆け込み裁判所という性格も持ちまして、また弁護士などのない僻地では法律相談の役割りを簡易裁判所が果たすといふことで、民衆に非常に親しまれてゐるものであります。

この簡易裁判所といふのは、法律によりまして、簡易裁判所の廃止といふのは法律によらなければできないものといふように思ひますが、いかがですか。

○大西最高裁判所長官代理者 裁判所法によりまして、下級裁判所の設立、廃止及び管轄区域に関する問題は法律によつてこれを定めるといふふうに規定してございまして、これを受けまして下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律といふ法律ができてございまして、その別表に庁名が書いてございす。したがって、その別表を削除するといふ形で廃止が行われる、こういうことに相なるわけでございす。

○正森委員 いまの説明でわかりましたが、そうすると、別表の削除を行わなければ廃止ということとはできない、こういうことになるわけですね。

○大西最高裁判所長官代理者 ただいま正森委員御指摘のとおりでございす。

○正森委員 事務移転という制度があるようにございすが、事務移転といふのは、これは法律で決まっておりますが、その三十八条だつたかと思ひますが、事務移転を行う場合にはどういふような状況が必要ですか。

○大西最高裁判所長官代理者 御承知のとおり、裁判所法三十八条によりまして「簡易裁判所において特別の事情によりその事務を取り扱うことができないときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所に当該簡易裁判所の事務の全部又は一部を取り扱わせることができる。」かような条文に相なつております。ただいま御質問の点は、この「特別の事情」といふことにかかわるものと存じますが、これはいろいろ考えられるわけでございす。たとえば天災地変でございすとか騒乱、それから疾病の流

行でございすとか、庁舎が腐朽したとか、庁舎の確保困難といったような事情に基づきまして、官署としての簡易裁判所の人的物的施設について長期にわたる故障が生じたとき、こういう解釈で一応私どもの方としては事務移転を行つておる、こういうことでございす。

○正森委員 裁判所が出した裁判所法の解釈によりまして「特別の事情」とは、天災地変、騒乱、疾病の流行、庁舎の腐朽、庁舎の確保困難等に基づき、官署としての簡易裁判所の人的物的施設について長期にわたる故障が生じたこと、地方の民衆に訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができないことなどを言う、こういうふうになつてございすが、そういうことと解釈してよろしいわけですね。

○大西最高裁判所長官代理者 いま仰せのとおりでございす。

○正森委員 そこで伺ひますが、東京都の五日市に簡易裁判所があります。また長崎に長崎小浜簡易裁判所があります。これが五日市については十月十六日に事務移転されたようであります。また小浜も年内に事務移転されるということのようであります。事実そういうふうに考えておるのですか。

○大西最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたように、簡易裁判所の事務移転は管轄地方裁判所が決めるということになつてございまして、五日市簡易裁判所につきましては東京地方裁判所、長崎小浜簡易裁判所につきましては長崎地方裁判所がそれぞれの手続によつてそういう決定をしたといふふうに私どもとして報告を受けております。施行の時期としましては、五日市につきましては十月十六日から、それから長崎小浜簡易裁判所については十一月一日から施行するということと決定したという報告を受けております。

請が出ておまして、それでそのためのいろいろな地元の便宜も計らうといふことを言つて、ただ最高裁が庁舎を新しく建てて若干の予算を組んでくれば、簡裁の場合ですらせいぜい数千万円でありまして、そうしたら老朽といひましても新しくやつていける、現在の庁舎もどうしてもやれないほど老朽といひわけではないといふように聞いているにもかかわらず、事務移転といふことが行われて、実際上は移転したまま帰つてこないといふことで、別表の廃止でなければ行えないような配置を事実上行おうといふといふ批判が地元非常にあらわれてあります。これについて最高裁はどういうふうに考えておりますか。

○大西最高裁判所長官代理者 五日市簡易裁判所につきましても、長崎小浜簡易裁判所につきましても、庁舎が非常に腐朽しておまして、雨漏りその他非常に業務に困難を来している状況にあるわけでございす。それぞれの地方裁判所におきましても、そういうことで、裁判所法三十八条に規定してあります特別の事情に該当するといふふうに裁判官会議でお考えになつて御決定になつたようでございす。私どもの方としてもそういう報告を受けまして、裁判所法三十八条に規定する要件に該当するものといふふうに考えておるわけでございす。

廃止ではないかといふお言葉がございましたが、これは先ほど正森委員御指摘のとおり、廃止は、やはり法律によつて別表を削つてやらなければ廃止できないものでございまして、そういう意味では、この事務移転は決して廃止ではございせん。ただ、そうは申しまして、すぐそれでは来年、再来年建つかといふふうに仰せになりますと、これはやはり裁判所の庁舎全体の管轄計画のこととございすし、それからそれぞれの簡易裁判所の事件数でございすとか、交通事情でございすとか、そういうことも全部勘案して逐次やつていく問題でございすから、廃止ではございせんが、といつてすぐ建てるといふことも申し上げられない、こういう状況にあるわけでございす。

います。

○正森委員 いま比較的正直な答弁がありました。が、たとえば私の手もとに、五十二年七月十日に、東京地方裁判所八王子支部が「五日市簡易裁判所の事務移転について」ということで、関係町村に事情説明のために出した書類があります。これを見ますと「五日市簡易裁判所の庁舎は、開庁以来すでに三十年を経過して老朽化が著しく、使用上不便を来しているため、かねてより上級庁に対し改築の上申を行っているが、諸般の事情でその見通しが立たないので、暫定的に同簡易裁判所の事務を八王子簡易裁判所へ移転したい。」「予算措置については、今後とも上級庁に対し早期実現を図るよう要望する。」というようになっておるのです。しかもその最後に「このたびの措置は、事務を庁舎の改築が実現するまで暫定的に移転するだけのものであつて、裁判所を廃止するというものではない。」と書いてあるのです。一部省略して読んだところがありますが、これを見た地元は、一元懸命予算措置を言うてくれておるのであるからいづれは建つだろう、その間二、三年不便を忍ぼうかということ、それではやむを得ませんなということをやつたら、最高裁のは、実際には事務移転すると再び事務が帰ってきたためしがない。これは別表を廃棄しないで廃止するものであるということがだんだんわかつてきて、事もあるうちに、国民を正しく裁かなければならない裁判所が、地元の町村をベテニかけたのではないかという不満が非常に起こつておるのです。そこで伺いますが、いままでに最高裁の了承を最終的には得ていると思いますが、地方裁判所が事務移転を行った場合に、再び事務が戻ってきたという例がありますか。

○大西最高裁判所長官代理者 まず最初に、五日市簡易裁判所の事務移転につきまして、ただいま正森委員御指摘になりました八王子支部長が、各市町村を回りまして口頭で御説明申し上げたときのメモについてちょっと申し上げさせていただきます。たいと思いますが、確かにこの文言自体を読みま

すと、あるいは誤解されることもあるのではないかとこの心配があるわけですが、ただ一番最初で、改築については「諸般の事情でその見通しが立たない」ということも文言としてちゃんと書いておられて、それ以外に口頭でも十分御説明を申し上げて、そういうおそれはなかったというふうな考えをおるようなわけでございます。決してベテニかけるとか、そういうつもりはなかったということだけはひとつ御理解いただきたいと存じます。

それから、現在事務移転をしております庁について解除したところがあるかどうかというお尋ねでございますが、これは裁判所法三十八条に基づきます事務移転、現在十七庁あるわけでございますが、これにつきましては、古いものも、ごく最近の新しいものもいろいろございますが、解除したところはございません。ただ、ちょっと問題は別でございますが、民事訴訟事務を移転しておるところが初め四十三庁あったわけでございますが、これにつきましては、その後の事情の変化に基づきまして解除したところもあるわけでございます。したがっていまして、現在三十八条で事務移転をいたしました裁判所につきましても、私どもとしては、その管内の事情等を絶えずフォローしておりますので、絶対に今後解除することはないというものでは決してございません。今後の事情の変更というものは十分注視してまいりたい、かように考えている次第でございます。

○正森委員 いま事務移転したものを解除を絶対にしないというわけではないと言われましたが、同じく大西総務局長の答弁にもありましたように、いままで十七事務移転されたものは、ここに私は一覧表を持っておりますけれども、古いものは昭和二十年代に事務移転されて、延々二十数年たつても事務が帰ってこないというような事情があつて、こういう事情を関係者から聞いた地元町村が、ベテニかけられた、こう思っているのです。あの文書には「見通しが立たないので、」というふうにはなつておりますけれども、最後には、

四のところで、「事務を庁舎の改築が実現するまで暫定的に移転するだけのものであつて、裁判所を廃止する」というものではない。こう書いてありますから、通常の人間なら、新しく改築されるまでというふうに思うのは当然なんですね。ところが実際は、調べてみると、昭和二十年代から、事務移転されて事務が戻ってきたことがないということになりますと、ベテニというのが愚ければ、非常にやり方のお上手な説得方法である、そういうふうに地元では思っているわけですね。ですから私はあえて聞きますが、たとえば五日市をとりましますと、その管内の世帯数及び人口数の増減を知っておりますか。時間の関係で私が言いますから、間違つていたら言うてください。昭和三十年の世帯数は二千八百三十二、それが昭和五十三年は五千三百九十八、約二倍にふえております。人口は、昭和三十年の一万五千二百八十九から、現在一万九千五百三十七とふえております。人口の増加数が比較的世界数の増加に比べてふえておられないのは、核家族化しているからであらうと思われませんが、いづれにせよ世帯数はほとんど倍に、人口も約三割近くふえておるといふ状況は否定できないのです。ところが、事務移転されて、多年なれ親しんだ簡易裁判所がなくなつてしまふ、下手をするとも未来永劫であるといふことは非常に問題だと思ふのです。

そこで、人件費の問題もあるでしょうが、差し迫つての事務移転をした事情は、非常に老朽化しておるといふことが理由に挙げられました。そうですね。——そうだとしますと私は聞いておきたいのですが、簡易裁判所は現在全国で幾つありますか。それから最近、昭和四十年ごろから幾つぐらゐる改築、整備しておりますか。

○大西最高裁判所長官代理者 簡易裁判所は全国で五百七十五あるわけですが、四十年以降整備しておる庁が九十庁弱、八十数カ庁あるというところでございます。

○正森委員 それは私がここにいたたいの資料のとおりであります。そこで、最高裁に非常に

失礼ですけれども、小学校二、三年程度の算術を行いますと、四十年から五十三年まで十四年間に八十八改築しておりますから、一年に直すと約六庁ほどの改築になります。それで、五百七十五庁あるわけでございますから、これを順次改築していくということになりますと、この速度でいきましたと大体百年たつと改築してもらへる、こういうことになっておるのです。そうすると、五日市の場合には三十年たつて老朽化したからといって事務移転されるわけですから、最近の建物は三十年というものでなしにもう少しもつでしようけれども、百年たたなければ自分自身は改築してもらへないということになれば、これから老朽化のために事務移転といふところがどんどん激増することは火を見るより明らかだと思ふのです。そうしますと、世帯数も人口もふえており、簡易裁判所が初め設立当時には警察署一つにつぐらゐ、民衆に親しまれるようにというふうに言われておつたのが、この整備状況から見れば実際にはほとんど少なくなくなつていくことになるのではないかと。ですから、そういうことのないように、最高裁がどのように考えておるか、あるいはそれに伴う簡易裁判所の裁判官の確保といふものをどのように考えているかといふことをやはり聞いておく必要がある、私はこう思ふのです。

それから、さらにもう一つ伺いますが、あなたはいままでの答弁で、終始、地方裁判所がそのようにお決めたことになつておるわけですが、報告は受けておるといふ趣旨の答弁ですね。ところが、ここにたとえば長崎小浜簡易裁判所についての所長交渉の状況を記載した書面があります。それで見ると、長崎の所長は明白に、この事務移転が高裁及び最高裁からの示唆によるものであるといふことを認めておるのですね。たとえば福岡高裁の会計課は建てかえの第一順位にしておつた、しかし五十二年暮れごろから上部で議論されるようになった、上の方で議論されるようになってから長崎地裁はつんばさじきに置かれるようになったといふことを言うておられて、五十三年の春最高裁から高

裁を通じて示唆があった、つまり事務移転しろという示唆があったということを明白に言っておるのです。そうしますと、あなた方は、形は地裁がそういうことをやっており、最高裁はそれを了承したただけだと言いたいのかもしれませんけれども、実際上ではそうではないのではないですか。そうすると、大体百年に一遍ぐらいしか建てかえあるいは改築ができないという予算状況と比べて、国民の駆け込み裁判所として親しみやすい簡裁制度から見て非常に問題があるというように思います。どう思いますか。

それから、時間の関係上、この五日市ないしは小浜について、たとえば五日市は人口も世帯数もふえておるということを言いましたが、それらについて将来はどういうようにされるのか、答弁していただきます。

○大西最高裁判所長官代理者 先ほどもちょっと私の御説明が悪かったところがございしますが、簡易裁判所五百七十五庁ある、これはそのとおりであります。建物との関係で申し上げますと、独立簡易裁判所というものについてだけ問題になるわけではございまして、あとは本庁、支部と同じ建物に入っておりますので、そういうことで申し上げますと独立簡易裁判所は二百六十庁余りでございまして、少し変わってくるわけではございます。

それにいたしまして、古い建物、特に昭和二十年代ぐらいに建ちました建物につきましては、木造ですからどんどん建てかえなければいけません。ということがございしますが、その後比較的最近建ちましたのは、先生御指摘のとおりコンクリート建て等でございます。そうとて改築しなければいけないというわけのものではございません。私この関係直接の所管でございせんので、営繕計画自体を、どういうようになっているかということと申し上げるわけにはいかないわけではございますが、そんなに百年というふうなサイクルで回ってくるわけのものではございませんので、その点はひとつ御理解いただきたいと思います。

きまして地方裁判所がやったというふう言うけれども、最高裁が指示したのではないかというお言葉でございしますが、これは決してそういうわけではございません。もちろん最終の段階に初めて報告を受けたというものではございません。やはりそういう計画があるというふうなことは途中の経過におきまして報告は受けておりますが、しかし、最高裁判所がたとえば全国的な視野でこのことをどうしろというふうなことを指示したことはもちろんございせんし、特定の庁についてやはり当該裁判所が特別の事情によって行われるについての報告を受けたということにすぎないわけではございません。

それからなお、現在五日市、長崎小浜等の簡易裁判所事務移転をいたしました。先ほど先生がお示しになりました数字は五日市だけではないかと思ひますが、五日市管内全体をとりまして、もはや趨勢はそう御指摘と変わらない趨勢にあるだろうと思ひます。ただ、それは申しまして、人口、世帯数等の増加の割りに事件数等は余りふえていないというふうなこともございします。ただ、私どもの方としましては、この管内の発展状況、特に事件数がどうなるか、交通状況がどうなるかというふうなことは始終見守りまして、必要が起きました場合にはやはり考えるということにはなされなければいけません。そういうふうにお考えである次第でございします。

○正森委員 事件数の推移については恐らく山花委員がすでに御指摘になったと思ひますから、私は再び指摘するのを避けさせていただきます。決して減少しはしておられない。それから地方裁判所が地元提示しましたのは調停の数だけのようではございすけれども、それ以外の略式命令とかそういうものを入れると非常にたくさん事件がまた関係しているというところを指摘して、できるだけ地元の要望に沿って、事務移転され放しということにならないように配慮をしていただきたいと思います。これを指摘しておきたいと思ひます。

いただきます。千葉地方裁判所というのがございしますが、私はこの夏に同僚の柴田議員と一緒に千葉地裁の問題点について若干裁判所当局やその職員と懇談をする機会がありました。なぜ千葉に参ったかといひますと、千葉におきましてはこの春から成田空港問題がございまして、成田空港問題で非常に大量の刑事事件が発生している。その中で刑事事件が、成田関係で千葉地裁全体の三分の一強を占めておる。一度に百件ぐらいいつと来るようなこともある。人数が多いのですから。そういうことでさだめし同地裁の裁判官の負担が大変だろう。それからまた非常に暴力関係の事件でございしますから、警備上問題があつて、私の聞いておりますところでは、警察に警備を要請する場合にも、警察としては裁判所がまず相当程度の努力をしておるといふことではないと、裁判所が何もしないで警察だけ出てきてくれといふのは少し困るというふうなことから、裁判所職員を警備に動員しなければならぬ。そうすると、通常の警備担当の人だけでは不十分で、一般職員が頻りに動員されるというところで非常なオーバー労働になっているというふうなことも聞いておりますので、その実態を調べに行つたわけでありまして、ある程度私も知っておりますが、大体、成田関係の事件が刑事事件でどのぐらいい占めておるのか、また、警備についての状況あるいは一般職員のそれに対する関与の状況はどうか、簡単に御説明ください。

○大西最高裁判所長官代理者 千葉地方裁判所におきまして成田関係事件の比率等の問題でございしますが、たとえば昭和五十二年の統計で見ますと、刑事事件の新受が千四百件ばかりでございしますが、その中で成田関係事件が百件強ぐらいいなっております。新受の関係ではそうでございしますが、これを仮に未済でとてみますと五十二年で九百件ほど未済がございしますが、その中で四百件ぐらいいの未済があるというところで、未済の関係でございしますとかなりの比重を占めておるわけではございします。それで千葉地裁の状況、正森委員御指摘のと

おりでございまして、裁判官もなかなか大変でございしますし、一般の職員も法廷その他の警備的な大変な状況にあるわけではございします。私どもといたしましては、この関係につきましましては前々から千葉地裁への増員のことも考えてまいりましたし、それ以外のいろいろな手当てでもできる限り考えてきた次第でございします。今後この関係につきましましては事件の審理の状況、警備の状況、その他いろいろ逐次報告を求めて把握してまいりますので、それぞれに適切な措置を今後もとてまいりたい、かように考えておる次第でございします。

○正森委員 私が千葉地裁に行きまして当局からいただいた資料によりますと、五十三年一月からは九十三回である。それに出動した法廷警備員は三百九十四名、それから一般職員で警備に動員された者、二千六十五名というふうになっておるわけですね。そうなりますと、一般職員の動員が法廷警備員の約五倍の人数ですから、一般職員の警備がなければ警備がもたないという状況になっておるんですね。私が地裁の職員に直接会つて実態を聞きまして、平均して週一回は警備に参加しておる。多い人は週三回ぐらいい頻度の場合があるというふうに言っておるんですね。そして事務官などでは、警備に出ますから自分の本来の仕事ができなくなる、それを残業でやらなければならぬというところで、一番多い人は超過勤務手当が月額十万円に達しておる。金をいただくのはいいんですが、それが健康上の障害を生じておるといふことを言っておるわけでありまして、私は実際に千葉地裁に行つてまいりましたが、構内の庭を隔てて家庭裁判所の入り口があるんですね。ところが、そこへ暴力関係の裁判で機動隊が常駐して物々しい雰囲気だ、家庭裁判所に家事相談に少年やあるいは呼び出された不仲な夫婦とか、そういう人が来るのですけれども、近寄れないでそのまま帰つてしまふというふうなケースもあるということが報告されているわけでありま

そこで、こういうことに対しては対策を講じなければならぬというように思うわけですね。直接的には結局人的な問題について、たとえば刑事事件では九百数十件のうち四百件近くが成田関係の事件だ、しかもその事件は恐らく弁護団側が争ってくるでしょうから、裁判官としては一般事件よりも負担が非常に重たいというように常識的には考えられるという点がございまして、裁判官あるいは職員が増員について、たとえば五十四年度の予算で概算要求で措置しておられるのかどうか、その点も含めて当局のお考えを伺いたいと思います。

○大西最高裁判所長官代理者 千葉地方裁判所の人的関係の充実と申しますか、これは先ほども申しましたように、従前もできる限りの手当てをするように努めてきたところでございまして、昭和五十四年度の予算におきましては、千葉地方裁判所のあの種事件の処理ということで予算要求もしておるわけでございます。

○正森委員 私の聞いておるところでは一課部というのですか、大体その程度の増員、それに警備関係が必要であろうというので若干色をつけた人員を、大蔵が通るかどうかわかりませんが、要望はおるといふように聞いておりますが、その程度と聞いていいですか。

○大西最高裁判所長官代理者 これは決して隠すつもりではございませんが、この種の予算要求は全国的なものではございませんで特定の地方が問題になっておることでもございまして、たとえば数字をここで申し上げますことはその点について過度の関心を呼ぶというふうなこともございまして、現在まだ財政当局とこれから相談に入らうという段階でございまして、ひとつここで数字をはっきり申し上げるのは差し控え、ある程度の要求はしておるといふことで御了承いただきたいと思ひます。

○正森委員 法務大臣に伺いたいと思いますが、最高裁の予算関係というのはいくらも最高裁が独自にやるべきことで法務省は直接関係はございませ

せんけれども、しかし法務省も予算については、検査の問題もございまして、いろいろ関係があると思ひます。千葉の問題等についての御所見がございましたら承りたいと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 千葉地裁関係だけでなく、やはり裁判所の経費等については私どもとしても重大な関心を持っておりまして、従来から御協力を申し上げて実現に努力しておりますが、いまおっしゃった千葉地裁の問題は成田事件等の関係があつて非常にふくそうしておりますから、十分考慮して御加勢をしたいと考えております。

○正森委員 それでは、時間でございますから最後に一つだけもとの問題に戻って伺いたいと思ひます。

裁判官の給与法関係では裁判官の号俸というのがあります。判事補の場合には年を追って恐らく上がると思ひますが、判事の場合にはおおよそどういう基準で上がるわけですか。三年たてば一つづつ上がっていくとか、あるいは何号俸以上はそういうわけにはいかないで、号俸ごとの定数というものがあつて、時には取捨選択される場合があるとか、やはり一定の基準がないと裁判官も不安でしょうから、その点についてお答え願ひます。

○勝見最高裁判所長官代理者 判事補につきましては、御承知のとおり十二号の刻みがございまして、十年たちますと判事に任命されますので、その間を大体六ヶ月ないし一年ぐらゐの刻みで昇給しております。判事につきましては、御承知のとおり八号の刻みがございまして、当初の十年間、また判事として再任される時期ぐらゐまで大体四号まで昇給いたします。前回も申し上げたと存じますが、判事四号までは消極的条件、たとえば長期病休等がない限りは大体一律に昇給していただいております。さらに判事十年たちましてツライウンド目の判事のコースに入りますと、そこで三号以上の昇給につきましてはある程度セレクトさしていただまして、裁判官会議にお諮りしているような状況でございまして。

○正森委員 そのある程度の選択というのはいく

の定数の関係からそうなるわけですか。それとも号俸の定数というのはいくらも思ひます変えられ

○勝見最高裁判所長官代理者 私どももいたしましては、財政当局からの制度的なコントロールはもちろんございせんけれども、裁判官といえどもやはりその間におのずからなる評価が生じてまいりますので、大体四号から上につきましてはセレクトさしていただいて裁判官会議にお諮りいたしておる次第でございまして。

○正森委員 それではこれで質問を終わらしていただきますが、私は別に他意があつたわけではございせんけれども、憲法上の報酬に含まれるかどうかは別として、實際上判事八号では手当も含めれば六百三十七万、いわゆる法律に言う報酬だけだつたら四百二十万というように、非常に手当の占める額が多いという状況のもとでは、法律では報酬はこれこれ、手当はこれこれと書いてありまして、その運用いかんによつては憲法上の問題も起こり得る場合があるというところを心にためて、それで実際の予算問題については最高裁として政府に対してがんばるところはがんばっていくという姿勢を心の底に持つておいていただきたいと思ひます。今回の〇・一カ月がどうかというのではありせんよ。そういう心があつて、それで今回はこの程度は憲法上の問題は起こらないだろうという場合はいいですけども、一概に手当の場合なら構わないんだというふうな姿勢だととられるような答弁というのはいさ

○勝見最高裁判所長官代理者 一般的に申しますと、判事になるためには判事補十年というところでございまして、ごく少数の例外を除きまして、十年たちますと判事に任命されるわけでございます。

○鳩山委員 私は国民の代表でありますから、地元でよく聞かれるんですね。裁判官の給料ってどうなっているんだ。ところが十年たつと大体判事になるというんですから、十年間で十二段階をアップしていくわけですね。そうすると、完全な年功序列である、年功序列的給与である、こういうふうに地元で答えていいわけでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 裁判官の場合に、現在の裁判官の報酬体系の当否は別といたしまして、御指摘のとおり刻みがあることは申し上げるまでもございせん。その間の昇給の問題につきましては、やはり経験年数、仕事のやり方等々考へまして昇給ということに相なつておるわけでございます。これをもしも年功序列的だといふふうな御批判もあろうかと存じますが、現在が大方いはキャリアシステム、最後はキャリアシステムになつておりますので、先ほど申し上げましたような形で昇給を行つていけるような状況でござい

○鳩山委員 よくわかりました。カーター大統領が打ち出されておられるようなああいう大胆な方針とは全く違つたということがよくわかつた次第でございまして。

お与えいただいた資料の四十二ページ、四十三ページを大臣もちょっと見ていただきたと思ひますが、これを見ますとなかなかおもしろいと思ひます。最高裁の長官と内閣総理大臣が同じである、最高裁判事と検事総長と国務大臣が同じである、私何も指揮権発動のことを考えるわけじゃありませんが、法務大臣の方が検事総長よりもはるかに偉いと思つておつたわけでございますが、同じ給与になつております。確かにみごとに対応しておるわけですね。もちろん、この提案理由の説明の中でも「一般の政府職員の例に準じて」といふふう

に大臣はおっしゃいました。しかし、司法権の独立と言われ、裁判官の独立と言われ、やはり裁判所というのは一般国民から見てもきわめて特殊な場所であって、一般のお役人さんとはずいぶん違うと思うのですが、なぜ「準じて」このように定めていかなければならないのか、大臣からその理由をお答えいただきたいと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 裁判官は独立の報酬体系を持つておりますが、これはいろいろ問題がありまして、最近では、何年前からかわかりませんが、裁判官に対しては一般公務員よりかやや待遇をよくするようにしてあります。というのは、やはり裁判官の特殊性ということから来ておると思うのですが、さればと言つて、同じ国内で相当の見識を持った人を公務員あるいは裁判官にするわけでありまして、その差をつけるわけにはいかない、ここがむずかしいところでありまして、細かい計算は私にはわかりませんが、そういうたてまえに給与体系がなつてゐる、こういうふうに考えております。

○鳩山委員 それでは、国民から見てもわかりにくい点を幾つかお尋ね申し上げたいと思ひます。東京高裁の長官が九十五万円、その他の高裁長官が八十八万円、七万円ばかりの差があるわけですが、これはなぜでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 裁判所法によりまして、東京高等裁判所におきましては他の高等裁判所と違ひまして特殊な事件を担当する、いわば職務管轄として担当している点がございまして、東京高裁長官は、裁判長としてその特殊な事件に当たられるというところもありまして、東京高裁長官が一ランク上というふうな格づけされているというふうに考えております。

○鳩山委員 判事の1の上に、私はこれは判事のゼロと読むのかと思つたら、どうもゼロじゃないのですね、これは何と読むのでしょうか、そしてまたその意味を、なぜそういう位が存在しているか、よくわかるように御説明ください。

○勝見最高裁判所長官代理者 私どもの内部では通称特号と称しておりますが、条文上の根拠は、裁判官の報酬等に関する法律の第十五条に、判事で「特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、判事にあつては、何万円という条文がございまして、これが根拠条文でございまして、

○鳩山委員 「特別のもの」というのは、実際にどういう方であるのか、御説明ください。

○勝見最高裁判所長官代理者 裁判官の中に、先ほど御指摘のとおり、号別はございまして、特に裁判官の中で優遇されるべき方にいわゆる特号と云ふことにさしていただいているわけがござい

○鳩山委員 どうもよくわからないのですね。特に優遇すべき方というのはどういう方ですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 現実には各高等裁判所の裁判長、それから大地方裁判所の所長の方に特号と云ふことで処遇しておるような実情でござい

○鳩山委員 ということは、これはいわゆる退職する際の年齢の問題ではないのですか。一体裁判官というのは何歳でやめになるのか、いわゆる定年です。検事さんの場合はどうなのかお示し

○勝見最高裁判所長官代理者 一般の判事は六十五歳でございまして、それから、簡易裁判所判事、それから最高裁判所の判事、これは、七十歳でござい

○批田政府委員 検察官の定年は六十三歳でござい

○鳩山委員 何かよく意味がわかつたような感じがします。これでこの問題は終わりにいたします。

調整手当の意味でございまして、それから計算方法、これを教えていただきたいと思ひます。

○批田政府委員 調整手当と申しますのは、一般職の給与法の十一條の三というところで定まつておるわけがございまして、これは地域ごとに物価とかあるいは生活費の事情が違ふ、そういうもの

のを調整するために特別な地域に勤務する職員について手当、要するに早く言えば月給の加算をしよう、そういう制度でございまして、これは一般職はそういうことになっておりますので、裁判官、検察官につきましてもその例に準じ、またその例によつて支給するということになっておるわけがございまして、この支給の割合は、甲地が六、乙地が三、そしてまた甲地の中の特別なものについては八ということに相なつております。東京、大阪などの大都市が八に当たるわけがござい

○鳩山委員 ということは、これは現行の方でございまして、四十九ページの調整手当の表につきましては、注の4で「支給地域の区分甲地のうち八%の場合の月額による」というわけでありまして、一番大きいものをここに書いてあるわけがすね。果たしてこの甲地というのはどういう場所であるのか具体的に教えていただきたいと思ひ

○批田政府委員 甲地といふのは、東京の区、それから八王子とか立川といったたぐさんの市が規定されておりますが、東京の中でも青梅、昭島、町田、小平といったようなところは乙地ということになっております。それから神奈川県では、横浜、川崎市、横須賀市、鎌倉市等が甲地でございます。それから関西にまゐりますと、大阪、堺市、岸和田市等が甲地。兵庫県では神戸市、尼崎市、西宮市等が甲地。それから福岡県では北九州市、福岡市が甲地ということに決められて

○鳩山委員 いまお伺ひしたところによりますと、八%で調整手当をもらえる地域というのは、ちょうど私たちが小学校で習つたころの六大都市と大体一致しているように思へるわけでありまして、ところが、その後日本の都市化状況というの

も非常に変わったと思ひますので、いろいろな別の要素が出てきたのではないかと考えます。そこで、八%をどの地域に与えるかを決められたのはいつですか。

○批田政府委員 これは、基本は人事院の規則でございまして、この発端はかなり前の恐らく給与法の制定当時だろつと思ひますが、全面的に改正されたのは昭和四十五年十二月十七日ということに相なつております。その後恐らく部分改正は何度か行われておると思ひまして、最終の改正が、私の手元にあります資料では五十二年四月二十一日ということに相なつております。

○鳩山委員 やはり、四十五年というのは余りに古過ぎるわけで、もう八年ばかりたつておりますので、こういう点についてはもっとよく議論をして調査をして、新しくつくりかえるべきものではないかと私は思つております。

○批田政府委員 特地勤務手当と申しますのは、離島その他特殊な僻地に勤務する職員について支給される手当でござい

○鳩山委員 それは幾らぐらいでござい

○批田政府委員 これはいろいろなランクづけがございまして、法律上は百分の二十五以下ということに決められておりますけれども、その僻地性と申しますか、離島の状況などによりましていろいろな段階があります。百分の四から百分の二十五までの六段階に分けられております。

○鳩山委員 いろいろ大きな問題が細かいことは別にあると思つております。たとえば現在の裁判官の数というものが果たしてこれで十分なものであるかという議論はこの春にもいたしたわけがござい

○瀬戸山國務大臣 裁判官の数が現在で十分とは思いませんけれども、これはむちゃという失礼であります。そう簡単に増員ができない。それにふさわしい人が必ずしも要求どおり、考えどおりおらないという事情もありまして、現在定員を充足するのに骨を折っておるというような事情でありますから、枠を決めないでやるということは行政上は適当ではない、かように考えております。

○鳩山委員 国会運営に協力する立場から、これで質問を終わります。

○鴨田委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○鴨田委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○鴨田委員長 次回は、来る二十日金曜日午前十時理事会、午前十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

〔報告書は附録に掲載〕

